

茂原市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和2年2月7日(金) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

| | |
|------------------|------------------|
| 1番 中村正明 | 2番 小高一夫 |
| 3番 湯浅公夫 | 4番 蕨直邦 |
| 5番 光橋正人(第二副小委員長) | 6番 杉浦文子 |
| 7番 八角徳政 | 8番 高山多聞(第一副小委員長) |
| 9番 秋葉仁喜(第二小委員長) | 10番 鈴木幸雄(第一小委員長) |
| 11番 鬼島一郎(職務代理) | 12番 加藤古志郎 |
| 13番 石井利明(会長) | 14番 浦島京子 |

出席推進委員 7名

| | | | |
|------|------|------|-----|
| 矢部友一 | 鎗田幸一 | 渡邊滋樹 | 関谷正 |
| 富田和男 | 蒔田定雄 | 風戸茂樹 | |

4 事務局職員 5名

| | |
|-----------|-----------|
| 事務局長 高山浩二 | 局長補佐 平野孝幸 |
| 係長 東條成男 | 係長 鵜澤史樹 |
| 主事 酒井嵩文 | |

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件

6 報告

地目変更登記申請に係る照会について
農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
令和2年茂原市農林行政に関する意見書の回答について

7 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第3回総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については7号議案については、申請者より取下の報告がありましたので、議案書から削除をお願いいたします。よって3条申請3件、5条申請2件、許可後の計画変更申請が1件の合計6件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、4日に第1小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は4番蕨委員と5番光橋委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。1～3号議案です。申請地は本納字田竜崎地先外4筆、田6012㎡を売買しようとする申請です。買受人は大網白里市の★★さん、売渡人は榎神房の★★さん外2人です。申請理由は、隣接自作地で水稻栽培をされており、経営面積の拡大と機械等の有効活用をするため、とのこと。買い受ける農地にて、水稻の作付けを計画しています。こちらの申請は、12月、1月の総会に引き続いて同じ耕作者です。先月の申請の後に売買の話がついたため、今回のタイミングでの申請になったとのこと。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき市内の農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。大網白里市に自作地があり、大網白里市農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。大網白里市農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、現在も水田として耕作されており、移転後も水田として利用するので、周囲の農地等に影響を及ぼすことはないと考えられ、農薬等の使用に関しては、低農薬、低化学肥料を用いた栽培を心掛けるとのこと。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1
小委員長

審議の結果、1号から3号議案に関しましては許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議に入らせていただきます。1号から3号議案であります。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

申請者は12月・1月と今回の案件で3ヵ月連続で農地を購入しておりますが、まさに経営規模を拡大しているところでもあります。ある程度自分で目標を持って規模拡大をしているようです。近隣には自作地もあり、農作業の効率化という観点から農地を購入していると思われます。特に問題はないと思われますので許可でよろしいと思

います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

特に問題はないと思われまますので許可でよろしいと思います。

会長

1号から3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号から3号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の許可申請及び許可後の計画変更承認申請についてであり一体計画であります。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

4号議案及び農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の6号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、法目字坪池地先、田500㎡です。大網白里市の★★さんが東京都の★★さんから土地を買って、専用住宅用地とする申請です。申請地は、昭和54年6月20日付けで専用住宅用地として農地法第5条の許可を受けましたが、当初事業計画者である売渡人の夫が亡くなり自身も高齢のため断念し、経済的な理由により売却するため、計画を変更するものです。申請理由は、現在アパート住まいで自分の家を建てたいと考えたため、土地選定理由は、住環境として良好な場所であるため、とのこと。事業計画としては、建築面積92.74㎡の住宅及び52.17㎡のガレージを各1棟建築します。次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地にも該当しませんが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則許可できない農地ですが、農地法第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可できると判断されます。続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成は既に宅地整形されており新たな工事はありません。排水は、合併浄化槽による処理後、敷地内に設置する排水浸潤処理装置により宅内浸透処理を行います。この処理装置は、県の浄化槽放流水の処理に係る蒸発拡散装置の要件を満たすものとして、放流先の無い場合の処理装置として千葉県認定を受けております。両総土地改良区より意見書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、長尾字沖田地先、田501㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業地先、面積342㎡です。勝浦市の★★さんが東京都の★★さんから土地を買って、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在勝浦市で親と同居しているが、勤務地も手狭になってきたためとのこと。

事業計画としては、建築面積86.54㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事を行いません。排水は、公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 審議の結果、4号から6号議案については許可相当となりましたので報告いたします。
小委員長

会長 それでは順次審議します。4号及び6号議案一体計画であります。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 排水が蒸発拡散装置というのが少し気にはなりますが特に問題はないと思われまして許可相当でよろしいと思います。

会長 それでは4号及び6号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号及び6号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 区画整理事業内にありますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 それでは5号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・令和2年茂原市農林行政に関する意見書の回答について

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

